

5

中央区の防災対策

事業所の皆様が「従業員の一齐帰宅の抑制」や「施設利用者保護」の取組を実践していただくことにより、区内の行き場のない帰宅困難者を減らし、地域の混乱を防ぐことにつながります。事業所の「自助・共助」を強化するために、区が実施している事業所向けの各種防災事業をご活用ください。また、区では事業所と行政が連携して防災体制を構築することを目指し、「中央区帰宅困難者対策協議会」の活動を支援しています。「ALL中央区」の活動理念にご賛同いただける事業者の皆様には、本協議会活動への参加をお待ちしております。

事業所防災の普及啓発等

◆事業所向け防災対策DVD

- 「あなたのオフィスは大丈夫!?～迫る首都直下地震!備えと心構え～」
- 大地震が発生した際に、事業所がどのような行動をとるべきか、事前にどのような対策をすべきかを分かりやすく解説したDVDです。
- 中央区役所1階の防災危機管理課で、無料で貸し出しています。



◆事業所向け普及啓発用チラシ「あなたの会社はどうする?」

- 事業所の防災対策として、発災後むやみに移動を開始せずに事業所内に留まってもらう「一齐帰宅の抑制」を周知するためのチラシです。



◆中央区防災マップアプリ

- 災害時に、避難を余儀なくされた場合の円滑な誘導を目的とした区の公式アプリで、スマートフォンやタブレットで利用できます。
- 対応言語は日本語・英語・中国語(簡体字・繁体字)・韓国語です。
- 中央区にお住まいの方：避難所となる防災拠点への経路案内や開設状況をお知らせします。
- 中央区以外にお住まいの方：帰宅困難者一時滞在施設への経路案内や開設状況をお知らせします。
- オフライン防災マップ：インターネットの通信環境がない場所でもGPSで現在位置を表示し、施設までの方角や距離を表示して防災拠点や帰宅困難者一時滞在施設等への移動を補助します。



iOS版



Android版

中央区防災マップ



◆280MHz緊急告知ラジオの頒布

- 大地震や水害など、緊急を要する災害の発生時に、中央区やコミュニティ放送局からの信号音を受信することで自動的に電源が入り、災害情報、避難情報などの緊急告知放送を受信できるラジオです。
- 1台23,650円で一事業所につき1台頒布しています。
- 区内事業者であることが確認できるもの(社員証、名刺等)及び代金をご持参いただき、所定の申請書に記入してください。
- 中央区帰宅困難者対策協議会に加入された事業所には、1台2,000円で頒布しています。

問い合わせ先 中央区総務部防災危機管理課

電話 03-3546-5087



◆ちゅうおう安全・安心メール

- 「ちゅうおう安全・安心メール」は、気象警報や地震などの災害情報、区内で発生した犯罪や子どもを狙った犯罪などの防犯情報、消費生活情報などを、速やかに携帯電話等に配信するサービスです。
- メールの配信を希望される方は、お持ちの携帯電話等から登録することが必要となります。登録は案内に従い簡単に行えます。
※登録・配信は無料ですが、通信料は各自ご負担となります。



帰宅困難者一時滞在施設・帰宅困難者一時待機場所の確保

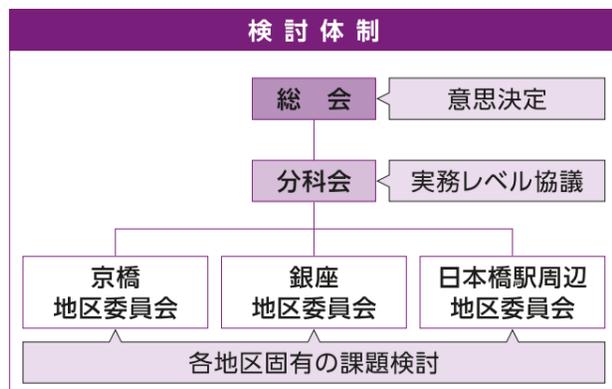
◆災害時における協力協定

- 区では大規模災害が発生した時に備え、帰宅困難者一時滞在施設(屋内)や帰宅困難者一時待機場所(屋外)の確保と円滑な運営にご協力いただける事業所のさらなる拡充に取り組んでいます。

また、水・食料・携帯トイレなどの備蓄品提供やトイレの貸出などの地域協力ができる事業所に対して、災害時の活動協力をお願いしています。

◆中央区帰宅困難者対策協議会の活動支援

- 中央区帰宅困難者対策協議会は、帰宅困難者の一時滞在施設や一時待機場所(以下「帰宅困難者支援施設」という。)、防災備蓄倉庫の運用等をはじめとして、中央区内における地域防災に係る諸問題に関する協議を通じて、事業者と行政が連携してより実効性のある防災体制を構築することを目的としています。



【設立年月日】

平成24年10月

【活動内容】

- (1) 災害時の帰宅困難者支援施設の開設・運営
- (2) 中央区内における地域防災ルールの策定・検証
- (3) 「帰宅困難者支援施設運営計画書」の策定・検証
- (4) 帰宅困難者の発生を想定した地域連携による防災訓練等の企画・実施
- (5) 地域の事業所及び関係各者による地域防災活動の拠点づくり及び利用者保護と一斉帰宅抑制の理解促進
- (6) 帰宅困難者対策に関する会員間での情報共有

【参加者】

- ・ 帰宅困難者支援施設を設置した施設の管理者、あるいは設置予定の開発事業者
- ・ 中央区と災害時における応急対策活動への協力に関する協定を締結した団体
- ・ 帰宅困難者支援施設が開設された場合にその運営に協力する意思のある団体
- ・ 中央区内にオフィスビルを所有する団体
- ・ 中央区内に大規模商業施設及び集客施設を有する団体
- ・ 中央区内に駅を有する鉄道事業者
- ・ 学識経験者

その他の防災対策

建築物の耐震助成・相談

- 地震による建物の倒壊などの被害を未然に防ぎ、安全・安心な住まい・まちづくりを実現できるよう、建築物の耐震診断などへの助成を行っています。

問い合わせ先 中央区都市整備部建築課耐震化推進係

電話 03-3546-5459

以下の内容は区公式ホームページにも記載があります。併せてご覧ください。



建築物の耐震助成制度



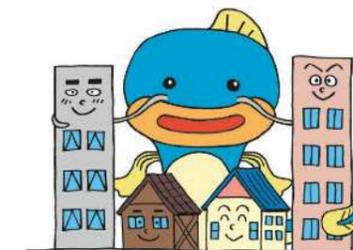
耐震化アドバイザー派遣制度

◆業務商業建築物の耐震助成制度

- 業務商業建築物(住宅、分譲マンションや賃貸マンション以外の建築物)を対象に、耐震診断などの費用を助成します。
- 対象建築物は昭和56年5月31日以前に着工された建築物です。
- 助成対象者は、建築物の所有者または所有者の承諾を得た賃借人です。

木造の業務商業建築物の耐震診断・補強計画

- ・ 木造の業務商業建築物を対象に、耐震の専門業者による詳しい耐震診断や補強計画を作成する際に助成します。
- ・ 助成対象者は、個人または中小企業基本法に規定する中小企業です。
- ・ 耐震診断や補強計画作成費用の3分の2(限度額50万円)を助成します。



木造以外の業務商業建築物の耐震診断

- ・ 木造以外の業務商業建築物を対象に、耐震の専門業者による詳しい耐震診断を行う際に助成します。(補強計画作成費用は含まれません。)
- ・ 助成対象者は、個人または中小企業基本法に規定する中小企業です。
- ・ 耐震診断の3分の2(限度額50万円)を助成します。

緊急輸送道路沿道等建築物の業務商業建築物の耐震診断

- ・ 緊急輸送道路沿道等建築物の対象や要件は区公式ホームページからご確認ください。
- ・ 耐震診断の3分の2(限度額100万円)を助成します。
- ・ 特定緊急輸送道路沿道建築物に対する助成は区公式ホームページからご確認ください。

◆耐震化アドバイザー派遣制度(無料)

- 耐震の専門家のアドバイスを無料で受けることができます。
- 対象建築物は、昭和56年5月31日以前に着工された建築物です。
- 対象者は所有者または所有者の承諾を得た賃借人で、個人または中小企業基本法に規定する中小企業です。
- 派遣回数は木造建築物が3回まで、木造以外の建築物は5回までです。

